

◆ 農地等利害関係人とは

次のような土地に関する権利を有する方をいいます。

特定生産緑地の指定には、農地等利害関係人全員の同意が必要です。

農地等利害関係人		権利の種類	所有者による同意取得
1	所有者 (共有者を含む)	個人・企業等の所有権	要
2	貸借人	個人・企業等の貸借権 (小作権含む) (※1)	要
3	抵当権者	A 個人・企業・銀行等(※2) による抵当権(3-B以外)	要
		B 税務署長による抵当権 (相続税等納税猶予)	不要 (※3)
4	地上権者	A 個人・企業等による 地上権(4-B以外)	要
		B 公共施設(※4)設置 による地上権	不要 (※3)
5	1～4の権利に 関する仮登記の 名義人	—	要

※1 使用貸借権は除きます(生産緑地法で対象外となっています)。
貸借権については、「横浜市特定生産緑地指定の手引き」巻末のQ&Aを
ご参照ください(p.51 Q58)。

※2 「横浜市特定生産緑地指定の手引き」巻末のQ&Aをご参照ください
(p.51 Q59・60)。

※3 市が一括で同意を取得するので、所有者による同意取得は不要です。

※4 該当する公共施設とは、次のものが挙げられます。
上下水道・道路(高速道路含む)・鉄道・新幹線・送電線・トンネル等

農地等利害関係人は土地の全部事項証明書(登記簿謄本)の
「権利部」で確認できます。

以上に記載された以外の権利が存在する場合、
農政推進課までお問い合わせください。